

高松市公害防止条例に基づく指定施設及び騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設

特定・指定施設	高松市公害防止条例	騒音規制法	振動規制法
1 金属製品製造・加工機械			
(1) 圧延機械	15kW 以上（出力合計）	22.5kW 以上（出力合計）	
(2) 製管機械			
(3) ベンディングマシン（ロール式のもの）	3.7kW 以上	3.75kW 以上	
(4) 液圧プレス		矯正プレス除く	
(5) 機械プレス	294キロニュートン以上（呼び加圧）	294キロニュートン以上（呼び加圧）	
(6) せん断機	1.5kW 以上	3.75kW 以上	1 kW 以上
(7) 鍛造機			
(8) ワイヤフォーミングマシン			37.5kW 以上
(9) プラスト	タンプラスト以外・密閉式除く	タンプラスト以外・密閉式除く	
(10) タンブラー			
(11) 高速切断機		といしを用いるものに限る。	
(12) 自動旋盤			
(13) フライス盤			
(14) 平削盤			
(15) 型削盤			
(16) 乾式研磨機（工具用除く、サンダー含む）			
(17) 自動やすり目立機			
(18) 電気炉			
(19) ダイカストマシン			
(20) ニューマチックハンマー			
(21) 製紙機			
(22) 製釘機			
(23) キューボラ			
2 空気圧縮機・送風機			
(1) 空気圧縮機・圧縮機	2.2kW 以上	7.5kW 以上*	7.5kW 以上*
(2) 送風機	2.2kW 以上	7.5kW 以上	
3 土石用・鉱物用			
(1) 破碎機			
(2) 摩砕機			
(3) ふるい機			
(4) 分級機			
(5) 石材引割機			
4 繊維機械			
(1) 織機	原動機を用いるものに限る。	原動機を用いるものに限る。	原動機を用いるものに限る。
(2) 紡績機			
(3) 編組機			
(4) 擦糸機			
(5) 工業用動力カミシン	10台以上設置されているものに限る。		
5 建設用資材製造機械			
(1) コンクリートプラント（気泡コンクリートプラント除く）	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.3立方メートル以上	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上	
(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が150kg以上	混練機の混練重量が200kg以上	
(3) コンクリートブロックマシン			原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
(4) コンクリート柱・管製造機			原動機の定格出力の合計が10kW以上
6 穀物用製粉機（ロール式のもの）	ロール式であって原動機の定格出力が7.5kW以上	ロール式であって原動機の定格出力が7.5kW以上	
食品加工用粉砕機（ロール式のもの）	ロール式であって原動機の定格出力が7.5kW以上		
7 木材加工機械			
(1) ドラムパーカー			
(2) チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上	原動機の定格出力が2.25kW以上	原動機の定格出力が2.2kW以上
(3) 砕木機			
(4) 帯のご盛	製材用 7.5kW以上 木工用 0.7kW以上	15kW以上 2.25kW以上	
(5) 丸のご盛	製材用 7.5kW以上 木工用 0.7kW以上	15kW以上 2.25kW以上	
(6) かなご盛	原動機の定格出力の合計が0.7kW以上	2.25kW以上	
8 抄紙機			
9 印刷機械		原動機を用いるものに限る。	原動機の定格出力が2.2kW以上
10 合成樹脂成型加工機			合成樹脂射出製型機
11 鋳造型機		ジョルト式のものに限る。	
12 その他の粉砕機			
(1) 破碎機	原動機の定格出力が7.5kW以上		
(2) 摩砕機			
13 コルゲートマシン			
14 ドラム缶洗浄機			
15 スチームクリーナー			
16 集塵装置	原動機の定格出力が2.2kW以上		
17 自動洗瓶機			
18 攪拌機・混合機	原動機の定格出力が2.2kW以上		
19 クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5kW以上		
20 冷凍機	原動機の定格出力が5kW以上		
21 直火炉（液体燃料を使用するもの）	バーナーの最大燃焼能力が20リットル/1時間以上のもの。		
22 ゴム練用・合成樹脂練用ロール機			カレンダーロール機以外のもの原動機の定格出力が30kW以上

条例の指定施設において、法令の適用を受ける施設に関しては法の規制を優先し条例は適用しない。

条例の指定施設において、高松市公害防止条例施行規則別表第1の工場等に該当しない事業所の施設については適用しない。

* 一定の限度を超える大きさの騒音・振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

お問い合わせ先

高松市環境指導課 834-5755